

**シングルネームCDS取引の清算取扱いに係る  
CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正について**

**I. 改正趣旨**

当社は、2011年7月のCDS清算業務開始以来、複数の参照組織を対象としたインデックスCDS取引を清算対象取引としてきた。

今般、清算対象範囲を拡大すべく、単一の参照組織を対象としたシングルネームCDS取引を新たに清算対象取引に加えることとし、CDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

**II. 改正概要**

**1. シングルネームCDS取引の清算取扱いに係る規定の改正**

**(1) 適格CDS取引**

- ・適格CDS取引にシングルネームCDS取引を追加する。

**(2) 気配値提出の取扱い**

- ・シングルネームCDS取引のすべての参照組織の気配値提出に係る清算参加者の指定は、インデックスCDS取引と別の申請に基づき行う。
- ・気配値の提出時間帯について、午後3時15分から午後3時30分までを午後3時15分から午後4時までに変更する。
- ・気配値の信頼性を高めるための仕組みとして、当社が指定する日にシングルネームCDS取引に係る気配値がクロスマーケットに該当した場合は、手数料を加算する。
- ・提出した気配値がはずれ値であった場合及び気配値を提出しなかった場合の手数料加算は、インデックスCDS取引及びシングルネームCDS取引ごとに適用する。

**(3) 当初証拠金所要額の引上げの取扱い**

- ・シングルネームCDS取引の参照組織ごとのネット想定元本が一定の水準を超えるポジションを有する清算参加者には、当初証拠金所要額の引上げ措置を行う（コンセントレーションチャージ）。
- ・複数のインデックスCDS取引又はシングルネームCDS取引のネット想定元本がコンセントレーションチャージ適用水準に該当するポジションを有する清算参加者には、各々適用される割増率のうち最も大きい割増率を適用する。

(備考)

- ・CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第9条

- ・CDS清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第75条、業務方法書の取扱い第48条

- ・業務方法書の取扱い第49条

- ・業務方法書の取扱い第50条第4項

- ・業務方法書の取扱い第50条第7項

- ・業務方法書の取扱い第29条

- ・業務方法書の取扱い第30条

(4) 自己を参照組織とする清算約定の取扱い

- ・清算参加者は、自己（同一企業集団に含まれる者を含む。以下同じ。）を参照組織とする清算約定について、売超となるポジションを保有できないものとする。
- ・合併等により自己を参照組織とする売超ポジションが生じた場合は、当社がその都度定める期間内に当該売超部分を解消しなければならないものとし、当該売超部分を解消するまでの間、当初証拠金所要額に当該売超額を加算する。
- ・当該期間内に売超部分を解消できないときは、当該売超部分は破綻処理入札に準じて処理されるものとする。

・業務方法書第39条の2第1項

・業務方法書第39条の2第2項及び業務方法書の取扱い別表2

・業務方法書第39条の2第3項

(5) 清算参加者の破綻時の措置

- ・清算参加者は、やむを得ない事由により破綻処理入札への参加が困難な場合は、入札義務免除の届出を行うものとする。
- ・入札対象取引を複数のポジションに分割して複数の破綻処理入札を行うことができることとする。
- ・CDS破綻管理委員会委員にすべての清算参加者を選任することとし、清算参加者の破綻時には、そのうち当社が無作為に指定する3社が当社に対し助言を行うものとする。
- ・清算参加者は、やむを得ない事由により上記助言を行うことが困難な場合は、助言義務免除の届出を行うものとする。

・CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則（以下「破綻処理規則」という。）第9条

・業務方法書第104条及び破綻処理規則第10条等

・CDS破綻管理委員会規則第6条及び第8条

・CDS破綻管理委員会規則第8条

(6) 手数料

- ・シングルネームCDS取引に係る清算手数料、任意解約時清算手数料及びクレジットイベント決済手数料に関する規定を新設する。

・CDS清算業務に係る手数料に関する規則第3条の2等

(7) その他

- ・その他所要の改正を行う。

2. 有価証券清算取次ぎに係る規定の改正

- ・清算参加者から、清算委託者との清算受託契約の締結の届出及び当該契約の解約の届出を受けた場合、当社は速やかに他の清算参加者への通知・公表を行う。

・業務方法書第43条及び第44条

III. 施行日

2014年12月15日から施行する。

以上

CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	9
3. CDS清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	17
4. CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表	20
5. CDS破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表	39

## CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(1)の3 「インデックスCDS取引」とは、<u>CDS取引のうち、その当事者間の合意により、いずれかのiTraxx Japan（その種類、シリーズ及びバージョンを問わない。）が当該CDS取引に適用されるIndex（以下「インデックス」という。）として指定されたものであって、Markit Group Limitedが公表する当該インデックスに対応する参照組織の一覧表に掲載された複数の参照組織を対象とするものをいう。</u></p> <p>(2)～(20) (略)</p> <p>(20)の2 「シングルネームCDS取引」とは、<u>CDS取引のうち、一の参照組織を対象とするものをいう。</u></p> <p>(20)の3 (略)</p> <p>(21)～(58) (略)</p> <p>(58)の2 「落札時支払金額」とは、<u>入札対象取引の成立に伴い当社から落札参加者に支払われるべき金額（当該額が負数の場合には、入札対象取引の成立に伴い落札参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払う。）をいう。</u></p> <p>(59)～(68) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(自己を参照組織とする清算約定の取扱い)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(20)の2 (略)</p> <p>(21)～(58) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(59)～(68) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

<p>第39条の2 清算参加者は、自己（当該清算参加者を含む企業集団に含まれる者を含む。以下本条において同じ。）を参照組織とする清算約定（シングルネームCDS取引に係るものに限る。以下本条において同じ。）について、売超（当該清算参加者が売り手である参照組織ごとの清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が買い手である当該参照組織ごとの清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。以下本条において同じ。）となるポジションを保有することができないものとする。</p> <p>2 清算参加者は、合併等によりその清算約定が自己を参照組織とする清算約定となった場合であつて、当該清算約定のポジションが売超となるときは、当社がその都度定める期間内に、当該清算約定の売超部分を解消しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、清算参加者が前項に規定する期間内に売超部分を解消することができないときは、当該清算約定の売超部分は、第96条及び第100条に準じて処理されるものとする。この場合において、必要な事項は当社がその都度定める。</p> <p>(清算受託契約の締結の届出)</p>	<p>(新設)</p> <p>(清算受託契約の締結の届出)</p>
<p>第43条 (略)</p> <p>2 当社は、清算参加者から前項の規定による届出を受けた場合（当該届出に係る清算受託契約の締結に係る清算委託者について、他の清算参加者から既に同項の規定による届出を受けている場合を除く。）その他当社が適当と認めるときは、速やかに他の清算参加者に当該清算委託者の商号その他の事項を通知し、かつ公表する。</p> <p>(清算受託契約の解約の届出)</p>	<p>第43条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(清算受託契約の解約の届出)</p>
<p>第44条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、清算参加者から第1項の規定による届出を受けた場合（当該届出に係る清算受託契</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

約の解約により、当該解約に係る清算委託者が  
いずれの清算参加者との間でも清算受託契約を  
締結していない状況になる場合に限る。）その  
他当社が適当と認めるときは、速やかに他の清  
算参加者に当該清算委託者の商号その他の事項  
を通知し、かつ公表する。

(清算値段の決定)

第75条 清算参加者（当該清算参加者の申請に  
基づき当社が指定した者に限る。）は、当社に  
対し、当社営業日ごとに、当該当社営業日の当  
社が定める時間帯における適格CDS取引（当該  
申請に係るCDS取引に限る。）のすべての銘柄（シ  
ングルネームCDS取引にあっては、すべての参照  
組織）に係る気配値（シングルネームCDS取引  
にあっては、当社が通知により定めるものに限  
る。次項において同じ。）を、当社が定める方  
法により報告しなければならない。

2～4 （略）

(CDS決済保証準備金等による損失の補填)

第104条 前条の規定による算出の結果、当社  
の破綻清算参加者に対する債権が生じ得る場合  
には、当社は、当初損失確定日において、当該  
債権の額に対応する当社の損失（当社が規則で  
定めるものを除く。）及び破綻清算参加者の破  
綻処理（当該破綻清算参加者の破綻等に伴う破  
綻処理入札の実施その他の必要な処理をいう。  
以下同じ。）について当初損失確定日までに当  
社に生じたその他の損失（当社が規則で定める  
ものに限る。）（以下「破綻処理損失」という。）  
を、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に  
掲げる方法により補填する。

(1) （略）

(2) 当該破綻清算参加者以外の各清算参加者が  
当社に預託したCDS清算基金（当該各清算参加

(清算値段の決定)

第75条 清算参加者（当該清算参加者の申請に  
基づき当社が指定した者に限る。）は、当社に  
対し、当社営業日ごとに、当該当社営業日の当  
社が定める時間帯における適格CDS取引のす  
べての銘柄に係る気配値を、当社が定める方法  
により報告しなければならない。

2～4 （略）

(CDS決済保証準備金等による損失の補填)

第104条 前条の規定による算出の結果、当社  
の破綻清算参加者に対する債権が生じ得る場合  
には、当社は、当初損失確定日において、当該  
債権の額に対応する当社の損失（当社が規則で  
定めるものを除く。）及び破綻清算参加者の破  
綻処理（当該破綻清算参加者の破綻等に伴う破  
綻処理入札の実施その他の必要な処理をいう。  
以下同じ。）について当初損失確定日までに当  
社に生じたその他の損失（当社が規則で定める  
ものに限る。）（以下「破綻処理損失」という。）  
を、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に  
掲げる方法により補填する。

(1) （略）

(2) 当該破綻清算参加者以外の各清算参加者が  
当社に預託したCDS清算基金（当該破綻清算

者の第二階層清算参加者負担限度額（同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻等について生じた当社の損失を補填するために、本条の規定により当該各清算参加者が当社に預託したCDS清算基金から取り崩された額があるときは、当該額を控除した残額とする。以下本条において同じ。）及び第二階層CDS決済保証準備金の取崩し。

2 前項第1号の方法による補填後の破綻処理損失の全部が同項第2号の方法により補填される場合、破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託したCDS清算基金及び第二階層CDS決済保証準備金からの取崩しは、次に定めるとおりとする。

(1) 破綻処理入札ごとに、前項第1号の方法による補填後の破綻処理損失、破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託したCDS清算基金、第二階層清算参加者負担限度額及び第二階層CDS決済保証準備金を次のaからbを控除した額に応じて按分した額（以下それぞれ「破綻処理損失按分額」、「CDS清算基金割当額」、「第二階層清算参加者負担限度額割当額」及び「第二階層CDS決済保証準備金割当額」という。）を算出する。

a 当該破綻処理入札ごとの落札時支払金額の総額

b 当該破綻処理入札ごとの入札対象取引に關し、破綻認定日において、当社が破綻清算参加者に預託済みの変動証拠金から当社が破綻清算参加者から受領済みの変動証拠金を控除した額

(2) 破綻処理入札ごとにCDS清算基金割当額から取崩しをする額の総額（以下本項において「第二階層清算参加者負担割当総額」という。）及び第二階層CDS決済保証準備金割当額から

参加者の第二階層清算参加者負担限度額（同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻等について生じた当社の損失を補填するために、本条の規定により当該各清算参加者が当社に預託したCDS清算基金から取り崩された額があるときは、当該額を控除した残額とする。以下本条において同じ。）及び第二階層CDS決済保証準備金の取崩し。

2 前項第1号の方法による補填後の破綻処理損失の全部が同項第2号の方法により補填される場合、破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託したCDS清算基金及び第二階層CDS決済保証準備金から取崩しをする額は、次に定めるとおりとする。

（新設）

(1) 破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託したCDS清算基金から取崩しをする額の総額（以下本項において「第二階層清算参加者負担総額」という。）及び第二階層CDS決済保

取崩しをする額は、当該 破綻処理入札に係る破綻処理損失 按分額 を、当該破綻処理入札に係る破綻清算参加者以外の各清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 の総額及び第二階層CDS決済保証準備金 割当額 の額に応じて按分した額とする。

(3) やむを得ない事由（清算参加者の内部管理体制の不備その他当該清算参加者に起因する事由を除く。）により、当社が定めるところにより破綻処理入札 のいずれか に参加することが困難である 旨の届出を行った 清算参加者（以下本項において「入札義務免除参加者」という。）のCDS清算基金 割当額 から取崩しをする額の総額（以下本項において「入札義務免除参加者負担割当 総額」という。）及び各清算参加者（破綻清算参加者及び入札義務免除参加者を除く。）のCDS清算基金 割当額 から取崩しをする額の総額（以下本項において「非入札義務免除参加者負担割当 総額」という。）は、当該破綻処理入札に係る 第二階層清算参加者負担 割当 総額 を、当該破綻処理入札に係る 各入札義務免除参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 の総額及び各清算参加者（破綻清算参加者及び入札義務免除参加者を除く。）の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 の総額に応じて按分した額とする。

(4) 破綻処理入札ごとに 各入札義務免除参加者のCDS清算基金 割当額 から取崩しをする額は、当該破綻処理入札に係る 入札義務免除参加者負担 割当 総額 を、当該破綻処理入札に係る 各入札義務免除参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 に応じて按分した額とする。

(5) 破綻処理入札ごとに 各清算参加者（破綻清算参加者及び入札義務免除参加者を除く。）のCDS清算基金 割当額 から取崩しをする額は、次のaからcまでに掲げるCDS清算基金 割当額 の順序に従い、当該aからcまでに定める額と

証準備金から取崩しをする額は、当該破綻処理損失 の額 を、破綻清算参加者以外の各清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額の総額及び第二階層CDS決済保証準備金の額に応じて按分した額とする。

(2) 法令違反のおそれがある場合その他 やむを得ない事由（清算参加者の内部管理体制の不備その他当該清算参加者に起因する事由を除く。）により、破綻処理入札に参加することが困難であると当社が認めた 清算参加者（以下本項において「入札義務免除参加者」という。）が当社に預託した CDS清算基金 から取崩しをする額の総額（以下本項において「入札義務免除参加者負担総額」という。）及び各清算参加者（破綻清算参加者及び入札義務免除参加者を除く。）が当社に預託した CDS清算基金 から取崩しをする額の総額（以下本項において「非入札義務免除参加者負担総額」という。）は、第二階層清算参加者負担総額を、各入札義務免除参加者の第二階層清算参加者負担限度額の総額及び各清算参加者（破綻清算参加者及び入札義務免除参加者を除く。）の第二階層清算参加者負担限度額の総額に応じて按分した額とする。

(3) 各入札義務免除参加者 が当社に預託した CDS清算基金 から取崩しをする額は、入札義務免除参加者負担総額 を、各入札義務免除参加者の第二階層清算参加者負担限度額に応じて按分した額とする。

(4) 各清算参加者（破綻清算参加者及び入札義務免除参加者を除く。）が当社に預託した CDS清算基金 から取崩しをする額は、次のaからcまでに掲げるCDS清算基金の順序に従い、当該aからcまでに定める額とする。



する。

- a 当該破綻処理入札に参加しなかった清算参加者（入札義務免除参加者を除き、最低想定元本額以上の入札を行わなかった清算参加者を含む。以下この a において「対象清算参加者」という。）の CDS 清算基金 割当額 非入札義務免除参加者負担 割当 総額を各対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 に応じて按分した額（当該非入札義務免除参加者負担 割当 総額が対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該第二階層清算参加者負担限度額 割当額）
- b 当該破綻処理入札において相場から著しく乖離した価格として当社が規則で定める価格による入札（清算参加者ごとに入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計し、合計額が当該清算参加者の最低想定元本に達することとなる入札までの各入札に限る。）を行った清算参加者（以下この b において「対象清算参加者」という。）の CDS 清算基金 割当額 非入札義務免除参加者負担 割当 総額から上記 a に定める取崩し額の総額を控除した残額を各対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 に応じて按分した額（当該残額が対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該第二階層清算参加者負担限度額 割当額）
- c 当該破綻処理入札における各清算参加者（入札義務免除参加者並びに上記 a 及び b に掲げる清算参加者を除く。）の CDS 清算基金 割当額 当社が規則で定める方法により計算した額（非入札義務免除参加者負担 割当 総額から上記 a 及び b に定める取崩し額の総額を控除した残額が当該各清算参加者の第二階層清

- a 当該 破綻清算参加者に係る破綻処理入札に参加しなかった清算参加者（入札義務免除参加者を除き、最低想定元本額以上の入札を行わなかった清算参加者を含む。以下この a において「対象清算参加者」という。）が当社に預託した CDS 清算基金 非入札義務免除参加者負担総額を各対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額に応じて按分した額（非入札義務免除参加者負担総額が対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該第二階層清算参加者負担限度額）
- b 当該 破綻清算参加者に係る破綻処理入札において相場から著しく乖離した価格として当社が規則で定める価格による入札（清算参加者ごとに入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計し、合計額が当該清算参加者の最低想定元本に達することとなる入札までの各入札に限る。）を行った清算参加者（以下この b において「対象清算参加者」という。）が当社に預託した CDS 清算基金 非入札義務免除参加者負担総額から上記 a に定める取崩し額の総額を控除した残額を各対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額に応じて按分した額（当該残額が対象清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該第二階層清算参加者負担限度額）
- c 当該各清算参加者（入札義務免除参加者並びに上記 a 及び b に掲げる清算参加者を除く。）が当社に預託した CDS 清算基金 当社が規則で定める方法により計算した額（非入札義務免除参加者負担総額から上記 a 及び b に定める取崩し額の総額を控除した残額が当該各清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額の

<p>算参加者負担限度額 <u>割当額</u> の総額以上である場合には、当該各清算参加者の当該第二階層清算参加者負担限度額 <u>割当額</u>)</p> <p>3 各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）は、前項の規定によりCDS清算基金<u>割当額</u>から取り崩されるべき金額の<u>総額</u>を当社に支払う義務を負うものとし、前2項の規定によるCDS清算基金の取崩しは、当初損失確定日において、当社及び各清算参加者から別段の意思表示を要することなく、当然に、当該義務に対応する当社の債権と、当該義務を負う清算参加者が当社に対して有するCDS清算基金の返還請求権とを対当額で相殺する方法により行う。</p> <p>4 特定承継金融機関等である清算参加者のCDS清算基金<u>割当額</u>は、第2項第5号cに定めるCDS清算基金<u>割当額</u>として同号の順序に従って取り崩されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年12月15日から施行する。</p>	<p>総額以上である場合には、当該各清算参加者の当該第二階層清算参加者負担限度額)</p> <p>3 各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）は、前項の規定により<u>自己が当社に預託した</u>CDS清算基金から取り崩されるべき金額を当社に支払う義務を負うものとし、前2項の規定によるCDS清算基金の取崩しは、当初損失確定日において、当社及び各清算参加者から別段の意思表示を要することなく、当然に、当該義務に対応する当社の債権と、当該義務を負う清算参加者が当社に対して有するCDS清算基金の返還請求権とを対当額で相殺する方法により行う。</p> <p>4 特定承継金融機関等である清算参加者が<u>当社に預託した</u>CDS清算基金は、第2項第4号cに定めるCDS清算基金として同号の順序に従って取り崩されるものとする。</p>
---	--

## CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「インデックスCDS取引」とは、CDS取引のうち、その当事者間の合意により、いずれかの <u>i T r a x x J a p a n</u> (その種類、シリーズ及びバージョンを問わない。) が当該CDS取引に適用される <u>I n d e x</u> (以下「インデックス」という。) として指定されたものであって、同社が公表する当該インデックスに対応する参照組織の一覧表に掲載された複数の参照組織を対象とするものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>
<p>(適格CDS取引の銘柄)</p> <p>第9条 業務方法書第2条第1項第39号に規定する当社が指定する銘柄は、<u>インデックスCDS取引及びシングルネームCDS取引</u> の銘柄のうち当社が公示により指定するものとする。</p>	<p>(適格CDS取引の銘柄)</p> <p>第9条 業務方法書第2条第1項第39号に規定する当社が指定する銘柄は、インデックスCDS取引の銘柄のうち当社が公示により指定するものとする。</p>
<p>(適格CDS取引の要件)</p> <p>第10条 業務方法書第2条第1項第39号に規定</p>	<p>(適格CDS取引の要件)</p> <p>第10条 業務方法書第2条第1項第39号に規定</p>

する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間のCDS取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件）とする。

(1) 第37条第1項各号に掲げる店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集に基づくCDS取引であること。

(2) ～ (6) (略)

(銘柄)

第12条 業務方法書第2条第1項第56号に規定する当社が定めるCDS取引の内容は、次の各号に掲げるCDS取引の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) シングルネームCDS取引

a 参照組織

b 固定金利

c 予定終了日

(届出方法)

第20条 業務方法書第13条第1項、第14条、第19条、第43条、第44条及び第104条第2項第3号、CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第9条第1項並びにCDS破綻管理委員会規則第8条第1項の規定による当社への届出は、当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 業務方法書第13条第1項、第14条、第19条、第43条及び第104条第2項第3号、CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第9条第1項並びにCDS破綻管理委員会規則第8条第1項の規定による当社への届出は、当社がそ

する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件（有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間のCDS取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件）とする。

(1) 第37条第1項各号に掲げる店頭デリバティブ取引に関する基本的事項を定めた基本契約及びISDAクレジットデリバティブ定義集（当社が公示により指定する銘柄については、ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版））に基づくCDS取引であること。

(2) ～ (6) (略)

(銘柄)

第12条 業務方法書第2条第1項第56号に規定する当社が定めるCDS取引の内容は、次の各号に掲げるCDS取引の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) インデックスCDS取引以外のCDS取引

a 参照組織

b 年限

(届出方法)

第20条 業務方法書第13条第1項、第14条、第19条、第43条及び第44条の規定による当社への届出は、当社所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 業務方法書第13条第1項、第14条、第19条及び第43条の規定による当社への届出は、当社がその都度指定するときまでに行うものとする。

<p>の都度指定するときまでに行うものとする。</p> <p>(清算参加者に市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合)</p> <p>第29条 業務方法書第29条第2項に規定する市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合は、<u>次の各号に掲げるCDS取引の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</u></p>	<p>(清算参加者に市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合)</p> <p>第29条 業務方法書第29条第2項に規定する市場の状況に比して過度にポジションが集中している状況として当社が定める場合は、<u>当該清算参加者のオンザラン換算ネット想定元本(清算参加者口座ごとのネット想定元本(銘柄ごとに両建て清算約定の解消をしたと仮定した場合に残存する各清算参加者の清算約定に係る想定元本をいう。以下同じ。))を基に当社が通知により定める方法によりオンザラン銘柄のネット想定元本として算出した額をいう。次条において同じ。))が1,000億円未満で当社が清算参加者への通知により定める水準を超える場合とする。</u></p>
<p>(1) <u>インデックスCDS取引</u></p> <p><u>当該清算参加者のオンザラン換算ネット想定元本(清算参加者口座ごとのネット想定元本(銘柄ごとに両建て清算約定の解消をしたと仮定した場合に残存する各清算参加者の清算約定に係る想定元本をいう。以下同じ。))を基に当社が通知により定める方法によりオンザラン銘柄のネット想定元本として算出した額をいう。次条において同じ。))が1,000億円未満で当社が清算参加者への通知により定める水準を超える場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>シングルネームCDS取引</u></p> <p><u>当該清算参加者のシングルネームCDS取引のうち同一の参照組織に係るもののネット想定元本の総額が、当社が清算参加者への通知により定める水準を超える場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(過大なポジションを保有している清算参加者等に対する当初証拠金所要額の引上げ等)</p> <p>第30条 業務方法書第29条第2項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、次の各号に掲げる場合に</p>	<p>(過大なポジションを保有している清算参加者等に対する当初証拠金所要額の引上げ等)</p> <p>第30条 業務方法書第29条第2項の当初証拠金所要額の引上げ措置は、次の各号に掲げる場合に</p>

じ、当該各号に定める額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。

(1) (略)

(2) 第28条の場合において、清算参加者を当事者とする清算約定に係るストレス時リスク相当額が当該清算参加者及びその親会社等の自己資本額の100パーセントを超えるとき 次に掲げる額の合計額

a (略)

b 当該当初証拠金所要額の引上げ措置の後に新たに成立した銘柄ごと (シングルネームCDS取引にあっては、参照組織ごと。以下本条において同じ。)の清算約定(以下本号において「新規清算約定」という。)について、当該清算参加者のポジションが売超となる場合(当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、その売超額(当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。)に相当する額

c (略)

(3) 第29条の場合(次号に該当する場合を除く。) 当初証拠金所要額に、清算参加者を当事者とする インデックスCDS取引の清算約定のオンザラン換算ネット想定元本に応じて当社が通知により定める割増率 又はシングルネームCDS取引の清算約定の参照組織ごとのネット想定元本に応じて当社が通知により定める割増率のうち最大のものを乗じた額

(4) 第29条の場合において、清算参加者を当事者とする インデックスCDS取引の清算約定のオンザラン換算ネット想定元本が1,000億

じ、当該各号に定める額を当初証拠金所要額割増額とする方法により行うものとする。

(1) (略)

(2) 第28条の場合において、清算参加者を当事者とする清算約定に係るストレス時リスク相当額が当該清算参加者及びその親会社等の自己資本額の100パーセントを超えるとき 次に掲げる額の合計額

a (略)

b 当該当初証拠金所要額の引上げ措置の後に新たに成立した銘柄ごとの清算約定(以下本号において「新規清算約定」という。)について、当該清算参加者のポジションが売超となる場合(当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額が、当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、その売超額(当該清算参加者が売り手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額から当該清算参加者が買い手である銘柄ごとの新規清算約定の想定元本の総額を控除した額をいう。)に相当する額

c (略)

(3) 第29条の場合(次号に該当する場合を除く。) 当初証拠金所要額に清算参加者を当事者とする清算約定のオンザラン換算ネット想定元本に応じて当社が通知により定める割増率を乗じた額

(4) 第29条の場合において、清算参加者を当事者とする清算約定のオンザラン換算ネット想定元本が1,000億円を超えるとき 次に掲げ

<p>円 <u>を超えるとき又はシングルネームCDS取引の清算約定の参照組織ごとのネット想定元本が当社が通知により定める額</u> を超えるとき 次に掲げる額の合計額</p> <p>a ~ c (略)</p>	<p>る額の合計額</p> <p>a ~ c (略)</p>
<p>(清算約定の内容等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p><u>5 業務方法書第51条第2項に規定する当社が定める内容は、当社が公示により定める。</u></p>	<p>(清算約定の内容等)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(新定義集移行前清算約定の内容の変更)</p> <p>第37条の2 業務方法書第51条の2第1項に規定する当社が定めるものは、<u>シングルネームCDS取引</u>であって、当社が公示により定める参照組織を対象とする新定義集移行前清算約定とする。</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>	<p>(新定義集移行前清算約定の内容の変更)</p> <p>第37条の2 業務方法書第51条の2第1項に規定する当社が定めるものは、<u>インデックスCDS取引以外</u>のCDS取引であって、当社が公示により定める参照組織を対象とする新定義集移行前清算約定とする。</p> <p>2 ~ 5 (略)</p>
<p>(清算取次原取引の要件)</p> <p>第40条 業務方法書第54条第3項第1号cに規定する当社の定める清算取次原取引の要件は、次のすべての要件とする。</p> <p>(1) <u>ISDAクレジットデリバティブ定義集</u>に基づく指定銘柄のCDS取引であること。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>(清算取次原取引の要件)</p> <p>第40条 業務方法書第54条第3項第1号cに規定する当社の定める清算取次原取引の要件は、次のすべての要件とする。</p> <p>(1) <u>ISDAクレジットデリバティブ定義集</u> (当社が公示により指定する銘柄については、<u>ISDAクレジットデリバティブ定義集(2003年版)</u>) に基づく指定銘柄のCDS取引であること。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>
<p>(清算参加者の指定等)</p> <p>第48条 業務方法書第75条第1項の指定(以下本条において単に「指定」という。)を受けようとする清算参加者は、<u>インデックスCDS取引又はシングルネームCDS取引の別を明らかにして当社所</u></p>	<p>(清算参加者の指定等)</p> <p>第48条 業務方法書第75条第1項の指定(以下本条において単に「指定」という。)を受けようとする清算参加者は、<u>当社所定の指定申請書を当社に提出して申請するものとする。</u></p>

<p>定の指定申請書を当社に提出して申請するものとする。</p>	
<p>2 当社は、清算参加者から前項の規定による申請を受けた場合において、当該清算参加者が業務方法書第75条の規定により適格CDS取引(当該申請に係るCDS取引に限る。)のすべての銘柄(シングルネームCDS取引にあつては、すべての参照組織)に係る気配値を適正かつ確実に当社に報告することが可能であると認めるときは、当該清算参加者を指定する。</p>	<p>2 当社は、清算参加者から前項の規定による申請を受けた場合において、当該清算参加者が業務方法書第75条の規定により適格CDS取引のすべての銘柄に係る気配値を適正かつ確実に当社に報告することが可能であると認めるときは、当該清算参加者を指定する。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(清算値段の決定方法等)</p>	<p>(清算値段の決定方法等)</p>
<p>第49条 業務方法書第75条第1項及び第2項に規定する当社が定める時間帯は、午後3時15分から午後4時までの時間帯とする。</p>	<p>第49条 業務方法書第75条第1項及び第2項に規定する当社が定める時間帯は、午後3時15分から午後3時30分までの時間帯とする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(清算値段の信頼性確保のための措置等)</p>	<p>(清算値段の信頼性確保のための措置等)</p>
<p>第50条 業務方法書第76条第1項に規定する当社が定める場合は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>第50条 業務方法書第76条第1項に規定する当社が定める場合は、次に定めるとおりとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 当社が指定する日に清算参加者が当社に報告したインデックスCDS取引に係る気配値が前項第1号の場合に該当することとなったときは、次に掲げる場合を除き、当該清算参加者(以下本項において「義務参加者」という。)は、当社が公示又は通知により定めるところにより、当該気配値を基準として当社が定める価格を約定値段として、同号の組み合わせに含まれる他の気配値を当社に報告した他の清算参加者(以下本項において「相手方参加者」という。)との間で当該気配値に係る銘柄の適格CDS取引を行い、当該適格CDS取引について、当社に債務負担の申込みをしなければならない。</p>	<p>2 当社が指定する日に清算参加者が当社に報告した気配値が前項第1号の場合に該当することとなったときは、次に掲げる場合を除き、当該清算参加者(以下本項において「義務参加者」という。)は、当社が公示又は通知により定めるところにより、当該気配値を基準として当社が定める価格を約定値段として、同号の組み合わせに含まれる他の気配値を当社に報告した他の清算参加者(以下本項において「相手方参加者」という。)との間で当該気配値に係る銘柄の適格CDS取引を行い、当該適格CDS取引について、当社に債務負担の申込みをしなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>



<p>4 <u>当社が指定する日に清算参加者が当社に報告したシングルネームCDS取引に係る気配値が第1項第1号の場合に該当することとなったときは、義務参加者は、該当した日につき1日あたり5万円を手数料に加算して支払わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>清算参加者が当社に報告した気配値が第1項第2号の場合に該当することとなったときは、業務方法書第76条第1項に規定する当社が定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める金額とする。</u> (1)・(2) (略)</p>	<p>4 業務方法書第76条第1項に規定する当社が定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める金額とする。 (1)・(2) (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 <u>前2項は、インデックスCDS取引及びシングルネームCDS取引ごとに適用するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>別表2 当初証拠金所要額の算出方法</p> <p>1 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座ごとに、次の計算式により算出される額の合計額とする。ただし、当社が市場環境を踏まえ必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。なお、計算式における用語の意義は、次のaからfに定めるとおりとする。</p> <p>清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額 ＝当初証拠金基礎基準額＋ショートチャージ ＋ビッド・オファーチャージ＋クレジットイベント証拠金＋シングルネーム証拠金＋<u>ショートチャージ（自己参照分）</u></p> <p>a (略)</p> <p>b ショートチャージとは、各自己取引口座の清算約定について、参照組織ごとの売超額（売り手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額から買い手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額を控除し</p>	<p>別表2 当初証拠金所要額の算出方法</p> <p>1 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額 清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額は、自己取引口座ごとに、次の計算式により算出される額の合計額とする。ただし、当社が市場環境を踏まえ必要と認める場合には、当該額を臨時に変更することができる。なお、計算式における用語の意義は、次のaからeに定めるとおりとする。</p> <p>清算約定（自己分）に係る当初証拠金所要額 ＝当初証拠金基礎基準額＋ショートチャージ ＋ビッド・オファーチャージ＋クレジットイベント証拠金＋シングルネーム証拠金</p> <p>a (略)</p> <p>b ショートチャージとは、各自己取引口座の清算約定について、参照組織ごとの売超額（売り手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額から買い手である銘柄における当該参照組織に係る想定元本の総額を控除し</p>

た額をいう。ただし、当社が公示により定める場合には、2003年版清算約定以外の清算約定に係る当該額をいう（当該参照組織の信用力について相当悪化したと当社が公示により定める場合又は清算参加者から当社に要請があった場合において、当社がリスク管理の観点から必要と認めるときに限る。）が最も大きい参照組織について、当該参照組織の売超額に0.8を乗じた額をいう。ただし、当該参照組織についてショートチャージ（自己参照分）が適用される場合には、ショートチャージの額は0とする。

c～e （略）

f ショートチャージ（自己参照分）とは、合併等により清算参加者の清算約定（シングルネームCDS取引に係るものに限る。）が自己を参照組織とする清算約定となった場合であって当該清算約定のポジションが売超となるときの、当該売超部分に係る想定元本に相当する額をいう。

2 （略）

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年12月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日においてこの改正規定による改正前の第48条第2項に基づく指定を受けている清算参加者は、施行日において、この改正規定による改正後の第48条第2項に基づくインデックスCDS取引に係る指定を受けたものとみなす。
- 3 本規則第50条の規定は、施行日から9か月を経過する日までの間は、シングルネームCDS取引の気配値についてこれを適用しない。

た額をいう。ただし、当社が公示により定める場合には、2003年版清算約定以外の清算約定に係る当該額をいう（当該参照組織の信用力について相当悪化したと当社が公示により定める場合又は清算参加者から当社に要請があった場合において、当社がリスク管理の観点から必要と認めるときに限る。）が最も大きい参照組織について、当該参照組織の売超額に0.8を乗じた額をいう。

c～e （略）

（新設）

2 （略）

CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算手数料)</p> <p>第3条 <u>インデックスCDS取引に係る清算手数料</u>は、次の各号に掲げる清算参加者の区分に応じ当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、清算約定の基となった適格CDS取引が当社による <u>インデックスCDS取引に係る清算業務の開始前に成立したものである場合には、次の各号に掲げる清算参加者の区分にかかわらず、成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり400円とする。</u></p> <p>(1) <u>業務方法書第75条第1項の清算参加者(インデックスCDS取引に係る指定を受けた者に限る。)</u> 成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり700円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(清算手数料)</p> <p>第3条 清算手数料は、次の各号に掲げる清算参加者の区分に応じ当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、清算約定の基となった適格CDS取引が当社による <u>CDS清算業務の開始前に成立したものである場合には、次の各号に掲げる清算参加者の区分にかかわらず、成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり400円とする。</u></p> <p>(1) 業務方法書第75条第1項の清算参加者成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり700円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第3条の2 <u>シングルネームCDS取引に係る清算手数料は、次の各号に掲げる清算参加者の区分に応じ当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、清算約定の基となった適格CDS取引が当社によるシングルネームCDS取引に係る清算業務の開始前に成立したものである場合には、次の各号に掲げる清算参加者の区分にかかわらず、成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり2,400円とする。</u></p> <p>(1) <u>業務方法書第75条第1項の清算参加者(シングルネームCDS取引に係る指定を受けた者に限る。)</u> 成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり4,200円</p> <p>(2) <u>前号に掲げる清算参加者以外の清算参加者成立した清算約定ごとに、想定元本1億円あたり4,800円</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>2 前項の金額の合計額が1か月あたり4,000万円を超える場合における当該月の清算手数料は、<u>4,000万円とし、当該合計額が1か月あたり10万円（当該月にCDS清算資格を取得した清算参加者については、10万円に当該月の全当社営業日の日数に占める当該清算参加者がCDS清算資格を取得した日以降の当該月の当社営業日の日数の割合を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。）に満たない場合における当該月の清算手数料は10万円とする。</u></p>	
<p>3 前項の規定は、業務方法書第76条の規定により清算参加者が業務方法書第16条の手数料に加算して当社に支払う手数料については、適用しない。</p>	
<p>(任意解約時清算手数料)</p>	<p>(任意解約時清算手数料)</p>
<p>第4条 <u>インデックスCDS取引に係る任意解約時清算手数料は、業務方法書第53条の規定により任意解約を行った清算約定ごとに500円とする。</u></p>	<p>第4条 任意解約時清算手数料は、業務方法書第53条の規定により任意解約を行った清算約定ごとに500円とする。</p>
<p>2 <u>シングルネームCDS取引に係る任意解約時清算手数料は、業務方法書第53条の規定により任意解約を行った清算約定ごとに3,000円とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(クレジットイベント決済手数料)</p>	<p>(クレジットイベント決済手数料)</p>
<p>第5条 <u>インデックスCDS取引に係るクレジットイベント決済手数料は、クレジットイベント決済の対象となる清算約定ごとに500円とする。</u></p>	<p>第5条 クレジットイベント決済手数料は、クレジットイベント決済の対象となる清算約定ごとに500円とする。</p>
<p>2 <u>シングルネームCDS取引に係るクレジットイベント決済手数料は、クレジットイベント決済の対象となる清算約定ごとに3,000円とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(手数料の支払時期等)</p>	<p>(手数料の支払時期等)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者は、第5条の<u>2</u>第2項第2号b及びcに掲げる各月のコラテラル手数料を、当該各月の3か月後の月の20日(同</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者は、第5条の<u>4</u>第2項第2号b及びcに掲げる各月のコラテラル手数料を、当該各月の3か月後の月の20日</p>

<p>日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、当社に支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年12月15日から施行する。</p>	<p>(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、当社に支払うものとする。</p>
--	---

CDS清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p><u>(12) 「落札時支払金額」とは、入札対象取引の成立に伴い当社から落札参加者に支払われるべき金額(当該額が負数の場合には、入札対象取引の成立に伴い落札参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払う。)をいう。</u></p>
<p>(破綻処理入札参加義務)</p> <p>第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者(次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者及び特定承継金融機関等である清算参加者を除く。)は、破綻処理入札 <u>(やむを得ない事由(清算参加者の内部管理体制の不備その他当該清算参加者に起因する事由を除く。))により、当社が定めるところにより破綻処理入札のいずれかに参加することが困難である旨の届出を行った場合は、当該届出に係る破綻処理入札を除く。)</u>に参加する義務を負う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自らを当事者とする <u>すべて</u>の清算約定が解消されていること。</p> <p>2 前項各号に掲げるすべての要件を満たすことにより破綻処理入札に参加しなかった清算参加者が当社に預託したCDS清算基金は、業務方法書第104条第2項 <u>第5号</u> aに定めるCDS清算基金として同号の順序に従って取り崩されるものとし、また、当該清算参加者は、第27条第1項第1号 <u>d</u> (a)に定める対象清算参加者として同 <u>d</u>の順序に</p>	<p>(破綻処理入札参加義務)</p> <p>第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者(次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者及び特定承継金融機関等である清算参加者を除く。)は、<u>法令違反のおそれがある場合その他やむを得ない事由(清算参加者の内部管理体制の不備その他当該清算参加者に起因する事由を除く。))により、破綻処理入札に参加することが困難であると当社が認める場合を除き、破綻処理入札に参加する義務を負う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自らを当事者とする <u>全て</u>の清算約定が解消されていること。</p> <p>2 前項各号に掲げるすべての要件を満たすことにより破綻処理入札に参加しなかった清算参加者が当社に預託したCDS清算基金は、業務方法書第104条第2項 <u>第4号</u> aに定めるCDS清算基金として同号の順序に従って取り崩されるものとし、また、当該清算参加者は、第27条第1項第1号 <u>c</u> (a)に定める対象清算参加者として同 <u>c</u>の順序に</p>

従って第三階層特別清算料を支払うものとする。	従って第三階層特別清算料を支払うものとする。
3 (略)	3 (略)
(破綻処理入札に関する基本的事項)	(破綻処理入札に関する基本的事項)
第10条 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。	第10条 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、入札対象取引を複数のポジションに分割し、当該各ポジションを入札対象とする複数の破綻処理入札を行うことができる。</u>	(新設)
(3) <u>破綻処理入札 (前号により入札対象取引が複数のポジションに分割された場合は、当該各ポジションを入札対象とするそれぞれの破綻処理入札をいう。以下本号において同じ。)は、その入札の単位 (以下「入札単位」という。)を、当該破綻処理入札における入札対象取引 (以下「個別入札対象取引」という。)の全部 (第16条の規定により同条第1項に規定する第二破綻処理入札を実施する場合、第二破綻処理入札においては、第一破綻処理入札において成立した入札対象取引を除く一部)を <u>一括したものとする一社全量落札方式又は同額の想定元本ごとに分割したものとする入札単位方式のいずれか</u>とする。ただし、当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、これと異なる入札単位を設定し、又は当該分割に関し必要な調整を行うことができる。</u>	(2) <u>破綻処理入札における入札の単位 (以下「入札単位」という。)は、入札対象取引の全部 (第16条の規定により同条第1項に規定する第二破綻処理入札を実施する場合、第二破綻処理入札においては、第一破綻処理入札において成立した入札対象取引を除く一部)を、同額の想定元本ごとに分割したものとする。ただし、当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、これと異なる入札単位を設定し、又は当該分割に関し必要な調整を行うことができる。</u>
(4) (略)	(3) (略)
(5) <u>各破綻処理入札における入札は、破綻処理入札参加者が、第一破綻処理入札にあつては第13条第1項に、第二破綻処理入札にあつては第16条第1項又は第2項に、追加破綻処理入札にあつては第16条の2第1項に定める時刻までに、</u>	(4) <u>破綻処理入札における入札は、破綻処理入札参加者が、第一破綻処理入札にあつては第13条第1項に、第二破綻処理入札にあつては第16条第1項又は第2項に、追加破綻処理入札にあつては第16条の2第1項に定める時刻までに、</u>

第3号の規定により設定された 各破綻処理入札における 入札単位ごとに、当該各入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の落札時支払金額を入札価格として提示することにより行う。

2 前項第1号ただし書の規定により入札対象取引の設定を行った場合及び同項 第3号 ただし書の規定により入札単位の設定又は同項の分割に関し必要な調整を行った場合における落札価格及び落札参加者の決定方法、入札の方法その他破綻処理入札に関し必要な事項は、本規則の他の規定にかかわらず、破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定めるところによる。

3 (略)

(最低想定元本)

第11条 当社は、各破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、当該各破綻処理入札において入札すべき想定元本の最低額（以下「最低想定元本額」という。）を通知する。

(入札数量)

第12条 破綻処理入札参加者は、各破綻処理入札において入札の対象とする一又は複数の入札単位に係る想定元本の合計額を、最低想定元本額以上としなければならない。

2 破綻処理入札参加者は、各破綻処理入札において複数の入札単位を入札の対象とする場合には、各入札単位について異なる価格を入札価格として提示することができる。この場合において、破綻処理入札参加者は、各破綻処理入札において同一の入札価格を提示する一又は複数の入札単位の想定元本の合計額を前条の規定により当社が通知した最低想定元本額の25パーセント以上としなければならない。

第2号の規定により設定された入札単位ごとに、当該入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の落札時支払金額を入札価格として提示することにより行う。

2 前項第1号ただし書の規定により入札対象取引の設定を行った場合及び同項 第2号 ただし書の規定により入札単位の設定又は同項の分割に関し必要な調整を行った場合における落札価格及び落札参加者の決定方法、入札の方法その他破綻処理入札に関し必要な事項は、本規則の他の規定にかかわらず、破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定めるところによる。

3 (略)

(最低想定元本)

第11条 当社は、破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、当該破綻処理入札において入札すべき想定元本の最低額（以下「最低想定元本額」という。）を通知する。

(入札数量)

第12条 破綻処理入札参加者は、破綻処理入札において入札の対象とする一又は複数の入札単位に係る想定元本の合計額を、最低想定元本額以上としなければならない。

2 破綻処理入札参加者は、破綻処理入札において複数の入札単位を入札の対象とする場合には、各入札単位について異なる価格を入札価格として提示することができる。この場合において、破綻処理入札参加者は、同一の入札価格を提示する一又は複数の入札単位の想定元本の合計額を前条の規定により当社が通知した最低想定元本額の25パーセント以上としなければならない。



## (第一破綻処理入札の実施)

第13条 当社は、第一破綻処理入札実施日の午前9時から午前9時30分まで、すべての個別入札対象取引に係る破綻処理入札 (以下「第一破綻処理入札」という。) を実施する。ただし、当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、第一破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 第一破綻処理入札の各個別入札対象取引に係る破綻処理入札 (以下「個別第一破綻処理入札」という。) における各破綻処理入札参加者の最低想定元本額は、各個別第一破綻処理入札における個別入札対象取引の想定元本の総額に1.15を乗じて得た額を、破綻認定日における当該各破綻処理入札参加者に係るCDS清算基金所要額に応じて按分することにより当社が定めるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、各個別第一破綻処理入札の実施条件その他各個別第一破綻処理入札の実施に関し必要な事項は、破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。

4 各個別第一破綻処理入札における落札は、入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計した場合において、合計額が各個別入札対象取引の想定元本の総額に達することとなる入札に係る入札価格を落札価格とし、当該落札価格より低い入札価格の入札をした破綻処理入札参加者及び当該落札価格にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者として行われるものとする。

5 前項の場合において、落札価格より低い入札価格の入札及び落札価格の入札に係る想定元本の合計額が各個別入札対象取引の想定元本の総額を超えるときは、同項の落札価格を入札価格とする入札は、抽選、当該入札の数による按分その他当社が破綻管理委員会の助言に基づきあらかじめ定める方法により調整されるものとする。

6 当社は、第一破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、各個別第一破綻処理入札の

## (第一破綻処理入札の実施)

第13条 当社は、第一破綻処理入札実施日の午前9時から午前9時30分まで、破綻処理入札 (以下「第一破綻処理入札」という。) を実施する。ただし、当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、第一破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 第一破綻処理入札における各破綻処理入札参加者の最低想定元本額は、第一破綻処理入札における入札対象取引の想定元本の総額に1.15を乗じて得た額を、破綻認定日における当該各破綻処理入札参加者に係るCDS清算基金所要額に応じて按分することにより当社が定めるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、第一破綻処理入札の実施条件その他第一破綻処理入札の実施に関し必要な事項は、破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。

4 第一破綻処理入札における落札は、入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計した場合において、合計額が入札対象取引の想定元本の総額に達することとなる入札に係る入札価格を落札価格とし、当該落札価格より低い入札価格の入札をした破綻処理入札参加者及び当該落札価格にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者として行われるものとする。

5 前項の場合において、落札価格より低い入札価格の入札及び落札価格の入札に係る想定元本の合計額が入札対象取引の想定元本の総額を超えるときは、同項の落札価格を入札価格とする入札は、抽選、当該入札の数による按分その他当社が破綻管理委員会の助言に基づきあらかじめ定める方法により調整されるものとする。

6 当社は、第一破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、第一破綻処理入札の実施に

実施に関し必要な事項を通知する。

(第一破綻処理入札の処理)

第14条 当社は、各個別第一破綻処理入札で個別入札対象取引の想定元本の総額の落札を成立させたと仮定した場合の落札時支払金額を、入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計して個別入札対象取引の想定元本の総額の当社がその都度定める一定割合に達することとなる入札に係る入札価格を落札価格として各個別第一破綻処理入札を落札させ、第二破綻処理入札又は追加破綻処理入札のいずれかを行うと仮定した場合の落札時支払金額の見積額が下回ると見込まれる場合には、前条第4項の規定にかかわらず、破綻管理委員会の助言に基づき、当該入札価格を落札価格とすることができる。

2 (略)

3 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、前条第5項の規定中「各個別入札対象取引の想定元本の総額」とあるのは、「各個別入札対象取引の想定元本の総額の当社がその都度定める一定割合」と読み替えるものとする。

(第一破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第15条 当社は、各個別第一破綻処理入札の終了後直ちに、当該各個別第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。

2 当社が前項の規定により各個別第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、当該各個別第一破綻処理入札に係る個別入札対象取引の全部又は一部が当社及び落札参加者との間で成立する。

3 当社は、第1項の規定により各個別第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札価格及び自社が落札参加者であるか否か

関し必要な事項を通知する。

(第一破綻処理入札の処理)

第14条 当社は、第一破綻処理入札で入札対象取引の想定元本の総額の落札を成立させたと仮定した場合の落札時支払金額を、入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計して入札対象取引の想定元本の総額の当社がその都度定める一定割合に達することとなる入札に係る入札価格を落札価格として第一破綻処理入札を落札させ、第二破綻処理入札又は追加破綻処理入札のいずれかを行うと仮定した場合の落札時支払金額の見積額が下回ると見込まれる場合には、前条第4項の規定にかかわらず、破綻管理委員会の助言に基づき、当該入札価格を落札価格とすることができる。

2 (略)

3 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、前条第5項の規定中「入札対象取引の想定元本の総額」とあるのは、「入札対象取引の想定元本の総額の当社がその都度定める一定割合」と読み替えるものとする。

(第一破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第15条 当社は、第一破綻処理入札の終了後直ちに、第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。

2 当社が前項の規定により第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、第一破綻処理入札に係る入札対象取引の全部又は一部が当社及び落札参加者との間で成立する。

3 当社は、第1項の規定により第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札価格及び自社が落札参加者であるか否かの別(以

の別（以下「落札結果」という。）を直ちに破綻清算参加者以外の各清算参加者に通知する。

4 前3項の規定にかかわらず、各個別第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者（破綻清算参加者を除く。）が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は各個別第一破綻処理入札を再実施する。

(1) 当社は、各個別第一破綻処理入札の終了後直ちに、その暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。

(2) 当社は、第一破綻処理入札実施日の午前10時30分までに、当該 各個別 第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第29条第2号及び第30条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第一破綻処理入札実施日の午後0時30分までに、すべての清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに当該 各個別第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が当該 各個別第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

下「落札結果」という。）を直ちに破綻清算参加者以外の各清算参加者に通知する。

4 前3項の規定にかかわらず、第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者（破綻清算参加者を除く。）が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は第一破綻処理入札を再実施する。

(1) 当社は、第一破綻処理入札の終了後直ちに、その暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。

(2) 当社は、第一破綻処理入札実施日の午前10時30分までに、当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第29条第2号及び第30条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第一破綻処理入札実施日の午後0時30分までに、全ての清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、当該各個別第一破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、第一破綻処理入札実施日の翌当社営業日に、再度、各個別第一破綻処理入札を実施する。

(第二破綻処理入札の実施)

第16条 当社は、いずれかの個別第一破綻処理入札について、第14条第1項の規定により落札価格を定め、破綻管理委員会の助言に基づき、当該個別第一破綻処理入札における個別入札対象取引の想定元本の総額から当該個別第一破綻処理入札において成立した個別入札対象取引の想定元本の総額を控除した額を個別入札対象取引の想定元本の総額として、再び破綻処理入札（以下これらを総称して「第二破綻処理入札」という。）を実施することを決定した場合には、第一破綻処理入札実施日の午前10時30分から午前11時まで、第二破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、第二破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 (略)

3 当社は、第二破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、第二破綻処理入札の各個別入札対象取引に係る破綻処理入札（以下「個別第二破綻処理入札」という。）に係る個別第一破綻処理入札（以下「関連個別第一破綻処理入札」という。）の入札内容を通知する。

4 当社は、各個別第二破綻処理入札における個別入札対象取引の想定元本の総額に1.15を乗じて得た額を、破綻認定日における各破綻処理入札参加者に係るCDS清算基金所要額に応じて按分することにより当社が定める額から、関連個別第一破綻処理入札に係る超過落札額（関連個別第一破綻処理入札落札額から、関連個別第一破綻処理入札最低想定元本額を控除した額が正数である場合の当該額を

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、当該破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、第一破綻処理入札実施日の翌当社営業日に、再度、第一破綻処理入札を実施する。

(第二破綻処理入札の実施)

第16条 当社は、第14条第1項の規定により落札価格を定め、破綻管理委員会の助言に基づき、第一破綻処理入札における入札対象取引の想定元本の総額から第一破綻処理入札において成立した入札対象取引の想定元本の総額を控除した額を入札対象取引の想定元本の総額として、再び破綻処理入札（以下「第二破綻処理入札」という。）を実施することを決定した場合には、第一破綻処理入札実施日の午前10時30分から午前11時まで、第二破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、第二破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 (略)

3 当社は、第二破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、第一破綻処理入札の入札内容を通知する。

4 当社は、第二破綻処理入札における入札対象取引の想定元本の総額に1.15を乗じて得た額を、破綻認定日における各破綻処理入札参加者に係るCDS清算基金所要額に応じて按分することにより当社が定める額から、第一破綻処理入札に係る超過落札額（第一破綻処理入札落札額から、第一破綻処理入札最低想定元本額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。）を控除し、又は落札不足額

いう。)を控除し、又は落札不足額(関連個別第一破綻処理入札最低想定元本額から関連個別第一破綻処理入札落札額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。)を加算した額を、当該各個別第二破綻処理入札における当該各破綻処理入札参加者の最低想定元本額として定める。

5 前項に規定する「関連個別第一破綻処理入札落札額」とは関連個別第一破綻処理入札の実施の結果、業務方法書第100条及び本規則第15条の規定により成立した各破綻処理入札参加者を当事者とする入札対象取引の想定元本の合計額をいい、同項に規定する「関連個別第一破綻処理入札最低想定元本額」とは関連個別第一破綻処理入札における当該各破綻処理入札参加者の最低想定元本額をいう。

6 第13条第2項から第6項までの規定は、各個別第二破綻処理入札について準用する。

(追加破綻処理入札の実施)

第16条の2 当社は、いずれかの個別第一破綻処理入札について、第14条第1項の規定により落札価格を定め、破綻管理委員会の助言に基づき、当該個別第一破綻処理入札における個別入札対象取引の想定元本の総額から当該個別第一破綻処理入札において成立させるべき個別入札対象取引の想定元本の総額を控除した額について、追加的な破綻処理入札(以下これらを総称して「追加破綻処理入札」という。)を実施することを決定した場合には、第一破綻処理入札実施日の午前10時30分から午前11時まで、追加破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、追加破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 当社は、追加破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、追加破綻処理入札の各個別入札対象取引に係る破綻処理入札(以下「個別追加破綻処理入札」という。)に係る個別第一破綻処理入札の入札内容を通知する。

(第一破綻処理入札最低想定元本額から第一破綻処理入札落札額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。)を加算した額を、第二破綻処理入札における当該各破綻処理入札参加者の最低想定元本額として定める。

5 前項に規定する「第一破綻処理入札落札額」とは第一破綻処理入札の実施の結果、業務方法書第100条及び本規則第15条の規定により成立した各破綻処理入札参加者を当事者とする入札対象取引の想定元本の合計額をいい、同項に規定する「第一破綻処理入札最低想定元本額」とは第一破綻処理入札における当該各破綻処理入札参加者の最低想定元本額をいう。

6 第13条第2項から第6項までの規定は、第二破綻処理入札について準用する。

(追加破綻処理入札の実施)

第16条の2 当社は、第14条第1項の規定により落札価格を定め、破綻管理委員会の助言に基づき、第一破綻処理入札における入札対象取引の想定元本の総額から第一破綻処理入札において成立させるべき入札対象取引の想定元本の総額を控除した額について、追加的な破綻処理入札(以下「追加破綻処理入札」という。)を実施することを決定した場合には、第一破綻処理入札実施日の午前10時30分から午前11時まで、追加破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、追加破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 当社は、追加破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、第一破綻処理入札の入札内容を通知する。

<p>3 <u>各個別追加破綻処理入札</u>においては、<u>当該各個別追加破綻処理入札</u>に係る<u>個別第一破綻処理入札</u>において落札させるべき入札以外の入札の数量及び価格が引き継がれるものとする。この場合において、当該入札を行った清算参加者は、当該入札についてより低い価格への変更に限って変更を行うことができるものとする。</p>	<p>3 追加破綻処理入札においては、第一破綻処理入札において落札させるべき入札以外の入札の数量及び価格が引き継がれるものとする。この場合において、当該入札を行った清算参加者は、当該入札についてより低い価格への変更に限って変更を行うことができるものとする。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>(第二破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)</p>	<p>(第二破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)</p>
<p>第17条 当社は、第二破綻処理入札を実施した場合は、<u>各個別第二破綻処理入札</u>の終了後直ちに、<u>各個別第二破綻処理入札</u>に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。</p>	<p>第17条 当社は、第二破綻処理入札を実施した場合は、第二破綻処理入札の終了後直ちに、第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。</p>
<p>2 当社が前項の規定により<u>各個別第二破綻処理入札</u>に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、<u>当該各個別第二破綻処理入札</u>に係る個別入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立する。</p>	<p>2 当社が前項の規定により第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、第二破綻処理入札に係る入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立する。</p>
<p>3 当社は、前項の規定により<u>各個別第二破綻処理入札</u>に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札結果を直ちに破綻清算参加者以外の各清算参加者に通知する。</p>	<p>3 当社は、前項の規定により第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札結果を直ちに破綻清算参加者以外の各清算参加者に通知する。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>各個別第二破綻処理入札</u>に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者(破綻清算参加者を除く。)が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定(自己分)に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり<u>各個別第二破綻処理入札</u>に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は<u>各個別第二破綻処理入札</u>を再実施する。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者(破綻清算参加者を除く。)が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定(自己分)に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は第二破綻処理入札を再実施する。</p>
<p>(1) 当社は、<u>各個別</u> 第二破綻処理入札の終了</p>	<p>(1) 当社は、第二破綻処理入札の終了後直ちに、</p>

後直ちに、その暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。

(2) 当社は、第二破綻処理入札実施日の午後0時（第16条第2項が適用される場合は、第二破綻処理入札実施日の午前10時30分）までに、当該 各個別第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第29条第2号及び第30条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第二破綻処理入札実施日の午後2時（第16条第2項が適用される場合は、第二破綻処理入札実施日の午後0時30分）までに、すべての清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに当該 各個別第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が当該 各個別第二破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、当該 各個別第二破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、第二破綻処理入札実施日の翌当社営業日に、再度、各個別第二破綻処理入札を実施する。

(追加破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第17条の2 第15条の規定にかかわらず、個別追加破綻処理入札を実施した場合の当該個別追加破綻処理入札に係る個別第一破綻処理入札（以下「追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札」という。）に係る落札価格及び落札参加者の確定並びに

その暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。

(2) 当社は、第二破綻処理入札実施日の午後0時（第16条第2項が適用される場合は、第二破綻処理入札実施日の午前10時30分）までに、当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第29条第2号及び第30条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第二破綻処理入札実施日の午後2時（第16条第2項が適用される場合は、第二破綻処理入札実施日の午後0時30分）までに、全ての清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、当該破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、第二破綻処理入札実施日の翌当社営業日に、再度、第二破綻処理入札を実施する。

(追加破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第17条の2 第15条の規定にかかわらず、追加破綻処理入札を実施した場合の第一破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者の確定並びに入札対象取引の成立等については、本条に定めるところによるものとする。

- 入札対象取引の成立等については、本条に定めるところによるものとする。
- 2 当社は、個別追加破綻処理入札を実施した場合は、各個別追加破綻処理入札の終了後直ちに、各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び各個別追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を各々確定させる。
- 3 当社が前項の規定により各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び各個別追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び各個別追加破綻処理入札に係る入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立する。
- 4 当社は、前項の規定により各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び各個別追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札結果を直ちに破綻清算参加者以外の各清算参加者に通知する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び各個別追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者（破綻清算参加者を除く。）が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び各個別追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札を再実施する。
- (1) 当社は、各追加破綻処理入札関連個別第一破綻処理入札及び 各個別追加破綻処理入札の終了後直ちに、それぞれの暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下
- 2 当社は、追加破綻処理入札を実施した場合は、追加破綻処理入札の終了後直ちに、第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を各々確定させる。
- 3 当社が前項の規定により第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立する。
- 4 当社は、前項の規定により第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札結果を直ちに破綻清算参加者以外の各清算参加者に通知する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者（破綻清算参加者を除く。）が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は第一破綻処理入札を再実施する。
- (1) 当社は、第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札の終了後直ちに、それぞれの暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下



算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。

(2) 当社は、第一破綻処理入札実施日の午後0時までに、各追加破綻処理入札関連個別 第一破綻処理入札及び 各個別 追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第29条第2号及び第30条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第一破綻処理入札実施日の午後2時までに、すべて の清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに 各追加破綻処理入札関連個別 第一破綻処理入札及び 各個別 追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が 各追加破綻処理入札関連個別 第一破綻処理入札及び 各個別 追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、各追加破綻処理入札関連個別 第一破綻処理入札及び 各個別 追加破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、第一破綻処理入札実施日の翌当社営業日に、再度、各追加破綻処理入札関連個別 第一破綻処理入札を実施する。

(入札対象取引の成立に伴う落札時支払金額等の授受)

第19条 (略)

2 当社及び清算参加者は、業務方法書第100条並びに本規則第15条、第17条及び第17条の2の規定により成立した各個別入札対象取引について、

本項において同じ。)に通知する。

(2) 当社は、第一破綻処理入札実施日の午後0時までに、第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第29条第2号及び第30条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第一破綻処理入札実施日の午後2時までに、全て の清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、第一破綻処理入札実施日の翌当社営業日に、再度、第一破綻処理入札を実施する。

(入札対象取引の成立に伴う落札時支払金額等の授受)

第19条 (略)

2 当社及び清算参加者は、業務方法書第100条並びに本規則第15条、第17条及び第17条の2の規定により成立した入札対象取引について、次に定

次に定めるところにより、業務方法書第100条第2項の規定による落札時支払金額及び変動証拠金の授受を行う。

(1) 落札時支払金額は、当該 各個別 入札対象取引に係る落札価格に相当する額とする。なお、落札価格が負数の場合には、落札参加者は、落札価格の絶対値に相当する額を落札時支払金額として当社に支払う。

(2) 変動証拠金の額は、当該 各個別 入札対象取引が新たな清算約定として、第一破綻処理入札又は追加破綻処理入札に係るものにあつては第一破綻処理入札実施日に、第二破綻処理入札に係るものにあつては第二破綻処理入札実施日に成立したと仮定した場合において、その翌当社営業日に授受されるべき変動証拠金の額とする。

(3) (略)

3～4 (略)

(協議の方法等)

第20条 当社は、破綻処理入札を実施した場合には、その落札価格及び落札参加者を確定させる前に、各破綻処理入札に係る入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額を試算する。この場合において、当該額が損失補填財源を超過することが判明した場合には、当社及び清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、直ちに業務方法書第97条の規定により協議を行う。

2～4 (略)

5 業務方法書第97条の規定による協議が開始される場合には、当社は、第15条第1項、第17条第1項及び第17条の2第2項の規定にかかわらず、各破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者の確定を行わないものとする。

(当初損失確定日)

めるところにより、業務方法書第100条第2項の規定による落札時支払金額及び変動証拠金の授受を行う。

(1) 落札時支払金額は、当該入札対象取引に係る落札価格に相当する額とする。なお、落札価格が負数の場合には、落札参加者は、落札価格の絶対値に相当する額を落札時支払金額として当社に支払う。

(2) 変動証拠金の額は、当該入札対象取引が新たな清算約定として、第一破綻処理入札又は追加破綻処理入札に係るものにあつては第一破綻処理入札実施日に、第二破綻処理入札に係るものにあつては第二破綻処理入札実施日に成立したと仮定した場合において、その翌当社営業日に授受されるべき変動証拠金の額とする。

(3) (略)

3～4 (略)

(協議の方法等)

第20条 当社は、破綻処理入札を実施した場合には、その落札価格及び落札参加者を確定させる前に、当該破綻処理入札に係る入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額を試算する。この場合において、当該額が損失補填財源を超過することが判明した場合には、当社及び清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、直ちに業務方法書第97条の規定により協議を行う。

2～4 (略)

5 業務方法書第97条の規定による協議が開始される場合には、当社は、第15条第1項、第17条第1項及び第17条の2第2項の規定にかかわらず、破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者の確定を行わないものとする。

(当初損失確定日)

第23条 業務方法書第103条第1項に規定する当初損失確定日は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日とする。

- (1) 第15条の規定に よる各個別 第一破綻処理入札に より、入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立 することとなった 場合 第一破綻処理入札実施日
- (2) 第17条の規定に よる各個別 第二破綻処理入札に より、入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立 することとなった 場合 第二破綻処理入札実施日
- (3) 第17条の2の規定に よる各個別 第一破綻処理入札及び 各個別 追加破綻処理入札に より、入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立 することとなった 場合 第一破綻処理入札実施日
- (4) ~ (6) (略)

(破綻処理損失から除くべき損失等)

第24条 (略)

2・3 (略)

4 業務方法書第104条第2項第5号bに規定する相場から著しく乖離した価格として当社が規則で定める価格は、各個別入札対象取引の構成、規模、CDS取引の相場の状況その他の事由を勘案して破綻管理委員会が相場から著しく乖離すると認め、その助言に基づきその都度当社が決定する乖離幅に相当する金額を落札価格に加算した価格を上回るすべての価格とする。

5 当社は、各個別第一破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、前項の規定により当社が決定した乖離幅を通知する。

6 業務方法書第104条第2項第5号cに規定する当社が規則で定める方法は、次の各号に定める方法とする。

- (1) 業務方法書第104条第2項 第5号 cに

第23条 業務方法書第103条第1項に規定する当初損失確定日は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日とする。

- (1) 第15条の規定に より 第一破綻処理入札に 係る 入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立 した 場合 第一破綻処理入札実施日
- (2) 第17条の規定に より 第二破綻処理入札に 係る 入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立 した 場合 第二破綻処理入札実施日
- (3) 第17条の2の規定に より 第一破綻処理入札及び追加破綻処理入札に 係る 入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立 した 場合 第一破綻処理入札実施日
- (4) ~ (6) (略)

(破綻処理損失から除くべき損失等)

第24条 (略)

2・3 (略)

4 業務方法書第104条第2項第4号bに規定する相場から著しく乖離した価格として当社が規則で定める価格は、入札対象取引の構成、規模、CDS取引の相場の状況その他の事由を勘案して破綻管理委員会が相場から著しく乖離すると認め、その助言に基づきその都度当社が決定する乖離幅に相当する金額を落札価格に加算した価格を上回るすべての価格とする。

5 当社は、第一破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、前項の規定により当社が決定した乖離幅を通知する。

6 業務方法書第104条第2項第4号cに規定する当社が規則で定める方法は、次の各号に定める方法とする。

- (1) 業務方法書第104条第2項 第4号 cに

掲げる各清算参加者の 各個別 第一破綻処理入札における各入札（清算参加者ごとに入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計し、合計額が当該清算参加者の最低想定元本に達することとなる入札までの各入札に限る。）について、当該入札に係る想定元本の合計額を当該入札に係る清算参加者の 各個別 第一破綻処理入札における最低想定元本額で除し、当該清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 を乗じることにより、当該入札に係る第二階層清算参加者負担限度額 割当額 の按分額（以下「第二階層清算参加者負担限度額 割当額 按分額」という。）を計算する。

(2) 前号の各入札について入札価格の高い入札から順に各入札に係る第二階層清算参加者負担限度額 割当額 按分額を順次合計し、合計額が、第二階層清算参加者負担 割当 総額から業務方法業第104条第2項 第5号 a及びbに定める取崩し額の総額を控除した残額に達することとなる入札までの各入札を対象として、当該各入札に係る各清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額 割当額 按分額の総額を計算する。

(第三階層特別清算料の額等)

第27条 業務方法書第105条第2項に規定する当社が規則で定める第三階層特別清算料の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 破綻清算参加者に係る業務方法書第104条の規定による補填後の破綻処理損失の額が各清算参加者（破綻清算参加者を除く。）の当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日におけるCDS清算基金所要額（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札までに、当該各清算参加者が同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻

掲げる各清算参加者の第一破綻処理入札における各入札（清算参加者ごとに入札価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計し、合計額が当該清算参加者の最低想定元本に達することとなる入札までの各入札に限る。）について、当該入札に係る想定元本の合計額を当該入札に係る清算参加者の第一破綻処理入札における最低想定元本額で除し、当該清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額を乗じることにより、当該入札に係る第二階層清算参加者負担限度額の按分額（以下「第二階層清算参加者負担限度額按分額」という。）を計算する。

(2) 前号の各入札について入札価格の高い入札から順に各入札に係る第二階層清算参加者負担限度額按分額を順次合計し、合計額が、第二階層清算参加者負担総額から業務方法業第104条第2項 第4号 a及びbに定める取崩し額の総額を控除した残額に達することとなる入札までの各入札を対象として、当該各入札に係る各清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額按分額の総額を計算する。

(第三階層特別清算料の額等)

第27条 業務方法書第105条第2項に規定する当社が規則で定める第三階層特別清算料の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 破綻清算参加者に係る業務方法書第104条の規定による補填後の破綻処理損失の額が各清算参加者（破綻清算参加者を除く。）の当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日におけるCDS清算基金所要額（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札までに、当該各清算参加者が同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻

等について第三階層特別清算料を負担した場合には、その負担額を控除した残額とする。以下本項において「第三階層特別清算料限度額」という。)の合計額を下回る場合 次のaからdまでに定めるとおりとする。

a 破綻処理入札ごとに、破綻清算参加者に係る業務方法書第104条の規定による補填後の破綻処理損失の額及び第三階層特別清算料限度額を業務方法書第104条第2項第1号aに掲げる額から同号bに掲げる額を控除した額に応じて按分した額(以下それぞれ「破綻処理損失第三階層按分額」及び「第三階層特別清算料限度額割当額」という。)を算出する。

b 入札義務免除参加者の第三階層特別清算料割当額(破綻処理入札ごとの第三階層特別清算料の額をいう。以下同じ。)の総額(以下本項において「入札義務免除参加者負担割当総額」という。)及び各第三階層特別清算料負担参加者(入札義務免除参加者を除く。)の第三階層特別清算料割当額の総額(以下本項において「非入札義務免除参加者負担割当総額」という。)は、破綻処理損失第三階層按分額を、入札義務免除参加者の第三階層特別清算料限度額割当額の総額及び各第三階層特別清算料負担参加者(入札義務免除参加者を除く。)の第三階層特別清算料限度額割当額の総額に応じて按分した額とする。

c 各入札義務免除参加者の第三階層特別清算料割当額は、入札義務免除参加者負担割当総額を、各入札義務免除参加者の第三階層特別清算料限度額割当額に応じて按分した額とする。

d 破綻処理入札ごとの各第三階層特別清算料負担参加者(入札義務免除参加者を除く。)の第三階層特別清算料割当額は、次の(a)から(c)までに掲げる順序に従い、当該(a)

等について第三階層特別清算料を負担した場合には、その負担額を控除した残額とする。以下本項において「第三階層特別清算料限度額」という。)の合計額を下回る場合 次のaからcまでに定めるとおりとする。

(新設)

a 入札義務免除参加者の第三階層特別清算料の額の総額(以下本項において「入札義務免除参加者負担総額」という。)及び各第三階層特別清算料負担参加者(入札義務免除参加者を除く。)の第三階層特別清算料の額の総額(以下本項において「非入札義務免除参加者負担総額」という。)は、当該破綻処理損失の額を、入札義務免除参加者の第三階層特別清算料限度額の総額及び各第三階層特別清算料負担参加者(入札義務免除参加者を除く。)の第三階層特別清算料限度額の総額に応じて按分した額とする。

b 各入札義務免除参加者の第三階層特別清算料の額は、入札義務免除参加者負担総額を、各入札義務免除参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額とする。

c 各第三階層特別清算料負担参加者(入札義務免除参加者を除く。)の第三階層特別清算料の額は、次の(a)から(c)までに掲げる順序に従い、当該(a)から(c)までに定める額

から（c）までに定める額とする。

（a） 当該破綻処理入札に参加しなかった第三階層特別清算料負担参加者（入札義務免除参加者を除き、最低想定元本額以上の入札を行わなかった清算参加者を含む。以下この

（a）において「対象清算参加者」という。）の第三階層特別清算料 割当額 非入札義務免除参加者負担 割当 総額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額 に応じて按分した額（当該非入札義務免除参加者負担 割当 総額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額 の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額）

（b） 当該破綻処理入札において相場から著しく乖離した価格による入札を行った第三階層特別清算料負担参加者（以下この（b）において「対象清算参加者」という。）の第三階層特別清算料 割当額 非入札義務免除参加者負担 割当 総額から上記（a）に定める額の総額を控除した残額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額 に応じて按分した額（当該残額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額 の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額）

（c） 当該破綻処理入札における 各第三階層特別清算料負担参加者（入札義務免除参加者並びに上記（a）及び（b）に掲げる第三階層特別清算料負担参加者を除く。）の第三階層特別清算料 割当額 次のイ及びロに定める方法により計算した額

イ 上記（c）に掲げる各第三階層特別清算料負担参加者の 当該破綻処理入札における 第一破綻処理入札における各入札（第三階層特別清算料負担参加者ごとに入札

とする。

（a） 当該 破綻清算参加者に係る 破綻処理入札に参加しなかった第三階層特別清算料負担参加者（入札義務免除参加者を除き、最低想定元本額以上の入札を行わなかった清算参加者を含む。以下この（a）において「対象清算参加者」という。）の 負担する 第三階層特別清算料 の額 非入札義務免除参加者負担総額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額（非入札義務免除参加者負担総額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額）

（b） 当該 破綻清算参加者に係る 破綻処理入札において相場から著しく乖離した価格による入札を行った第三階層特別清算料負担参加者（以下この（b）において「対象清算参加者」という。）の 負担する 第三階層特別清算料 の額 非入札義務免除参加者負担総額から上記（a）に定める額の総額を控除した残額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額（当該残額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額）

（c） 各第三階層特別清算料負担参加者（入札義務免除参加者並びに上記（a）及び（b）に掲げる第三階層特別清算料負担参加者を除く。）の 負担する 第三階層特別清算料 の額 次のイ及びロに定める方法により計算した額

（c） 各第三階層特別清算料負担参加者（入札義務免除参加者並びに上記（a）及び（b）に掲げる第三階層特別清算料負担参加者を除く。）の 負担する 第三階層特別清算料 の額 次のイ及びロに定める方法により計算した額

イ 上記（c）に掲げる各第三階層特別清算料負担参加者の第一破綻処理入札における各入札（第三階層特別清算料負担参加者ごとに入札価格の低い入札から順に各入

価格の低い入札から順に各入札に係る想定元本を順次合計し、合計額が当該第三階層特別清算料負担参加者の最低想定元本に達することとなる入札までの各入札に限る。) について、当該入札に係る想定元本の合計額を当該入札に係る第三階層特別清算料負担参加者の 当該破綻処理入札における 第一破綻処理入札における最低想定元本額 で除し、当該第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額 を乗じることにより、当該入札に係る第三階層特別清算料限度額 割当額 の按分額 (以下「第三階層特別清算料限度額 割当額 按分額」という。) を計算する。

ロ 前イの各入札について入札価格の高い入札から順に各入札に係る第三階層特別清算料限度額 割当額 按分額を順次合計し、合計額が、非入札義務免除参加者負担 割当 総額から上記 (a) 及び (b) に定める額の総額を控除した残額に達することとなる入札までの各入札を対象として、当該各入札に係る各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額 割当額 按分額の総額を計算する。

(2) 前号以外の場合 破綻認定日における各第三階層特別清算料負担参加者に係る第三階層特別清算料限度額 割当額 とする。

2 前項第1号 d (b) に規定する「相場から著しく乖離した価格」とは、各個別入札対象取引の構成、規模、CDS取引の相場の状況その他の事由を勘案して破綻管理委員会が相場から著しく乖離すると認め、その助言に基づきその都度当社が決定した乖離幅に相当する金額を落札価格に加算した価格を上回るすべての価格をいう。

3 当社は、各個別第一破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、前項の規定により

札に係る想定元本を順次合計し、合計額が当該第三階層特別清算料負担参加者の最低想定元本に達することとなる入札までの各入札に限る。) について、当該入札に係る想定元本の合計額を当該入札に係る第三階層特別清算料負担参加者の第一破綻処理入札における最低想定元本額で除し、当該第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額を乗じることにより、当該入札に係る第三階層特別清算料限度額の按分額 (以下「第三階層特別清算料限度額按分額」という。) を計算する。

ロ 前イの各入札について入札価格の高い入札から順に各入札に係る第三階層特別清算料限度額按分額を順次合計し、合計額が、非入札義務免除参加者負担総額から上記 (a) 及び (b) に定める額の総額を控除した残額に達することとなる入札までの各入札を対象として、当該各入札に係る各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額按分額の総額を計算する。

(2) 前号以外の場合 破綻認定日における各第三階層特別清算料負担参加者に係る第三階層特別清算料限度額とする。

2 前項第1号 c (b) に規定する「相場から著しく乖離した価格」とは、入札対象取引の構成、規模、CDS取引の相場の状況その他の事由を勘案して破綻管理委員会が相場から著しく乖離すると認め、その助言に基づきその都度当社が決定した乖離幅に相当する金額を落札価格に加算した価格を上回るすべての価格をいう。

3 当社は、第一破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、前項の規定により当社が決

当社が決定した乖離幅を通知する。

- 4 特定承継金融機関等である第三階層特別清算料負担参加者は、第1項第1号d（c）に定める第三階層特別清算料負担参加者として、同dの順序に従って第三階層特別清算料割当額を支払うものとする。

（第四階層特別清算料担保金の預託義務）

第30条 各清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額を、第四階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

- （1）破綻処理清算約定等に係る損失相当額が、固定的損失補填財源の合計額を超過している場合において、その超過額のうち当該各清算参加者が第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として負担することとなる額の合計額（当該損失相当額をその時点で破綻処理入札が実施された場合に当社に生じ得る破綻処理損失とみなした場合において、第27条及び第28条の規定により当該各清算参加者が第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として負担することとなる額の合計額をいう。）が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超過したとき

a・b （略）

- （2）～（4） （略）

付 則

この改正規定は、平成26年12月15日から施行する。

定した乖離幅を通知する。

- 4 特定承継金融機関等である第三階層特別清算料負担参加者は、第1項第1号c（c）に定める第三階層特別清算料負担参加者として、同cの順序に従って第三階層特別清算料を支払うものとする。

（第四階層特別清算料担保金の預託義務）

第30条 各清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額を、第四階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

- （1）破綻処理清算約定等に係る損失相当額が、固定的損失補填財源の合計額を超過している場合において、その超過額のうち当該各清算参加者が第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として負担することとなる額の合計額（当該損失相当額をその時点で破綻処理入札が実施された場合に当社に生じ得る破綻処理損失とみなした場合において、第27条及び第28条の規定により当該各清算参加者が第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として負担することとなる額の合計額をいう。）が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金 及び 第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超過したとき

a・b （略）

- （2）～（4） （略）



## CDS破綻管理委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(CDS破綻管理委員会の設置) 第3条 (略)	(CDS破綻管理委員会の設置) 第3条 (略)
2 委員会は、第6条の規定により選任される委員により構成される。	2 委員会は、第6条の規定により選任される <u>3社以下</u> の委員により構成される。
第5条 削除	(清算参加者リスト)
(削る)	第5条 当社は、すべての清算参加者(特定承継金融機関等である清算参加者を除く。以下この条及び次条において同じ。)を無作為の順序で記載した表(以下「 <u>清算参加者リスト</u> 」という。)を作成する。
(削る)	2 当社は、新たにCDS清算資格を付与した場合には、当該付与時に、当該付与を受けた清算参加者を <u>清算参加者リストの末尾に記載する。</u>
(削る)	3 当社は、清算参加者がCDS清算資格を喪失した場合(当社によるCDS清算資格の取消しの措置によって喪失する場合を含む。次条において同じ。)又は清算参加者について破綻等を認定した場合には、当該喪失又は破綻等の認定時に、これらの清算参加者を <u>清算参加者リストから抹消する。</u>
(削る)	4 当社は、次条の規定により清算参加者を委員に選任した場合には、当該清算参加者を、 <u>清算参加者リストの末尾に移動(同時に複数の清算参加者を委員に選任した場合には、その順序を維持したまま清算参加者リストの末尾に移動)する。</u>
(委員の選任等)	(委員の選任等)
第6条 当社は、すべての清算参加者を委員に選任する。	第6条 当社は、 <u>毎年4月1日及び10月1日に</u> 、当該日が到来した時点における清算参加者リストの <u>上位3社に該当する清算参加者(清算参加者リストに記載された清算参加者が3社に満たない場合には、清算参加者リストに記載されたすべての清算参加者)</u> を、委員に選任する。
2 前項の規定による委員の選任後に、清算参加者が	2 前項の規定による委員の選任後に、清算参加者が

<p>CDS 清算資格を喪失した場合又は当社が委員の破綻等を認定した場合には、当社は、当該喪失又は認定と同時に当該委員の選任を取り消すものとする。</p> <p>3 当社は、CDS 取引の取引状況等を踏まえ委員又はその委員代表者が委員としての職務の遂行に堪えないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、委員の選任を取り消すことができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(委員等の義務)</p> <p>第8条 委員 <u>(やむを得ない事由により、当社が定めるところにより助言を行うことが困難である旨の届出を行った者を除く。)</u>のうち清算参加者の破綻等の認定の都度当社が無作為に指定する3社以下の委員は、個別に、又は委員会として、第4条第1項各号に掲げる事項について当社に対し助言を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年12月15日から施行する。</p>	<p>CDS 清算資格を喪失した場合又は当社が委員の破綻等を認定した場合には、当社は、当該喪失又は認定と同時に当該委員の選任を取り消すものとする。<u>この場合、当社は、清算参加者リストの順序に従い、補充の委員を選任する。</u></p> <p>3 当社は、CDS 取引の取引状況等を踏まえ委員又はその委員代表者が委員としての職務の遂行に堪えないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、委員の選任を取り消すことができる。<u>この場合、当社は、清算参加者リストの順序に従い、補充の委員を選任する。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により選任された委員の数が3社に満たない場合において、その後に清算参加者リストに新たに清算参加者が記載されたときは、当社は、清算参加者リストの順序（既に委員に選任されている清算参加者を除いた順序とする。）に従い、補充の委員を選任する。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、その選任の日の直後に到来する3月31日又は9月30日までとする。</u></p> <p>(委員等の義務)</p> <p>第8条 委員は、個別に、又は委員会として、第4条第1項各号に掲げる事項について当社に対し助言を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--